

## 中小企業倒産防止共済制度の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 根拠法          | 中小企業倒産防止共済法(制度開始:昭和53年4月1日)   |
| 運営主体         | 独立行政法人 中小企業基盤整備機構   |
| 制度の主旨        | <p>取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業が自ら倒産する事態(連鎖倒産)又は倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、相互扶助の精神に基づき、中小企業の経営の安定に寄与することを目的として発足。</p> <p>中小企業者(個人事業者、法人)が掛金を積み立て、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付を無担保、無保証で受ける制度。</p> <p>(一般公募により制度名の愛称化(「経営セーフティ共済」))</p>    |
| 加入資格         | 1年以上継続して事業を行っている中小企業者   |
| 掛金           | <p>月額 5,000円 ~ 80,000円 (5,000円きざみ)</p> <p>[掛金限度額320万円 40ヶ月掛金を納付した場合掛け止め可]</p> <p>【掛金の税法上の取扱い】</p> <p>個人:事業所得の必要経費扱い</p> <p>法人:損金扱い</p>  |
| 共済金の貸付       | <p>【貸付限度額】 ⇒ 3,200万円</p> <p>(回収困難な売掛金債権等の額と掛金総額の10倍とのいずれか少ない額)</p> <p>【貸付事由】 ⇒加入後6ヶ月以上経過して取引先が倒産(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別精算手続開始の申立て又は銀行取引停止処分)し、売掛金債権等の回収困難が生じたとき</p> <p>【貸付条件】 ⇒無担保、無保証、無利子</p> <p>(ただし、貸付を受けた者は貸付金額の10分の1に相当する額が掛金総額から控除される。)</p> <p>【償還方法】 ⇒5年(据置期間6ヶ月を含む)の毎月均等償還</p> |
| 契約者貸付(一時貸付金) | <p>【貸付事由】 ⇒事業資金(設備資金、運転資金)が必要なとき</p> <p>【貸付限度額】 ⇒解約手当金の95%の範囲内</p> <p>【貸付利率】 ⇒年1.5%(平成7年11月20日以降)</p> <p>【貸付期間】 ⇒12月</p> <p>【担保、保証人】 ⇒不要</p> <p>【償還方法】 ⇒期限一括償還</p>  |